

合同会社Beehappy

Life3

居宅介護等重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号 平成 18 年 9 月 29 日）第 9 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

目次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間等	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスの内容と料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	11
8. サービス実施の記録について	12
9. 虐待の防止について	12
10. 緊急時の対応方法について	12
11. 事故発生時の対応方法について	13
12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	13
13. 提供するサービスの第三者による評価の実施状況	14
14. 損害賠償保険への加入	14

1. 事業者

名 称	合同会社Beehappy		
所在地	愛知県長久手市根の神211ヴィラグリーン3C		
電話番号	0561-76-9098	FAX番号	0561-76-9099
代表者氏名	代表社員 前田 直洋		
法人設立年月日	令和6年1月12日		

2. 事業所の概要

事業所の名称	Life3		
事業所の種類	指定居宅介護事業所	令和８年１０月１日指定	
	指定重度訪問介護事業所	令和８年１０月１日指定	
愛知県指定 事業所番号	指定居宅介護	2318002314	
	指定重度訪問介護	2318002314	
事業の目的	ご契約者（以下、「利用者」）が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。		
事業の方針	事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、障害者総合支援法等法令に則り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。		
事業所の所在地	愛知県名古屋市名東区上社二丁目197番地アイビーヒルズ本郷201号室		
電話番号	０５２－７３７－８０３０	FAX番号	０５２－７３７－８０３３
管理者氏名	前田 直洋		
他事業	指定訪問介護事業所	令和８年１０月１日指定	（2371504610）

3. 事業実施地域

名古屋市、長久手市、日進市、尾張旭市

4. 営業時間等

- 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 9 時から午後 5 時

- サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	午前 7 時から午後 10 時

5. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	職務の内容
1. 管理者（居宅介護等従業者兼務）	1名			従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
2. サービス提供責任者	2名		1.5名	・ 個別支援計画等の作成 ・ 利用の申込みに係る調整 ・ 居宅介護等従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理
3. 居宅介護等従業者				・ 個別支援計画に基づき、居宅介護等サービスを提供 ・ サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告
(1)介護福祉士	—	4名	1.7名	
(2)実務者研修	—	2名		
(3)看護師	—	1名		

※当事業所では、利用者に対して指定居宅介護等サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。（令和 8 年 10 月 1 日現在）

※居宅介護等従業者を以下「ヘルパー」とする。

6. 当事業所が提供するサービスの内容と料金

- 個別支援計画とサービス内容

当事業所では、下記表のサービス内容から個別支援計画を定めて、サービスを提供します。個別支援計画は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。個別

支援計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

個別支援計画の作成

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた個別支援計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。

居宅介護

1 身体介護

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行います。

※医療行為は基本できませんが、できる場合があります。

2 家事援助

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。また、大掃除（窓の拭き掃除、換気扇の掃除等）、家具の移動、庭掃除、日常的に使用しない部屋の掃除、来客への応対などもできません。

3 通院等介助

- 通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

重度訪問介護

入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。

また重度訪問介護は、常時介護を要する利用者様に対し、上記の内容を包括的に提供するものです。その特性上、直接的な介助時間だけでなく、状態変化の把握や安全確保のための「見守り」が支援全体の多く（概ね7割程度）を占めることを基本としています。この時間は、緊急時の対応や円滑な次動作への移行のために不可欠な支援として位置づけられます。

※夏場の気温が非常に高い日（40度を超えるような猛暑日等）は、利用者様および同行するヘルパーの健康と安全を最優先に考え、外出の自粛や、目的地・滞在時間の変更をご相談させていただく場合がございます。

- ご利用料金について

当事業所がサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち、9割が介護給付費の給付対象となります。当事業所が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（法定代理受領）場合、ご利用者様負担分として、サービス利用料全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます（これを利用者負担額といいます）。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

支給量の範囲外となった場合は全額実費負担となります。

※当事業所が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します（償還払いといいます）。

<各サービスの料金表>

1) 身体介護及び通院等介助（身体介護あり）（ ）は単位数

サービスに要する時間	基準額	利用者負担額
30 分未満	2,790 円 (256)	279 円
30 分以上 1 時間未満	4,403 円 (404)	440 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,398 円 (587)	639 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	7,292 円 (669)	729 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	8,218 円 (754)	821 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	9,123 円 (837)	912 円
3 時間以上	10,038 円(921)に 30 分増	1,003 円に 30 分増す ごと

	すごとに+904 円(+83)	に+90 円
--	-----------------	--------

2) 家事援助 () は単位数

サービスに要する時間	基準額	利用者負担額
30 分未満	1,155 円 (106)	115 円
30 分以上45分未満	1,667 円 (153)	166 円
45 分以上 1 時間未満	2,147 円 (197)	214 円
1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,605 円 (239)	260 円
1 時間15分以上 1 時間30分未満	2,997 円 (275)	299 円
1 時間 30 分以上	3,389 円(311)に 30 分増 す ごとに+381 円(+35)	338 円に 30 分増す ごとに +38 円

3) 通院等介助 (身体介護なし) () は単位数

サービスに要する時間	基準額	利用者負担額
30 分未満	1,155 円 (106)	115 円
30 分以上 1 時間未満	2,147 円 (197)	214 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,997 円 (275)	299 円
1 時間 30 分以上	3,760 円(345)に 30 分増 す ごとに+752 円(+69)	376 円に 30 分増す ごとに +75 円

4) 重度訪問介護 () は単位数

サービスに要する時間	基準額	利用者負担額
1 時間未満	2,027 円 (186)	202 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	3,019 円 (277)	301 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	4,022 円 (369)	402 円

2時間以上2時間30分未満	5,024円(461)	502円
2時間30分以上3時間未満	6,027円(553)	602円
3時間以上3時間30分未満	7,019円(644)	701円
3時間30分以上4時間未満	8,022円(736)	802円
4時間以上8時間未満	8,948円(821)に30分増すごとに+926円(+85)	894円に30分増すごとに+92円
8時間以上12時間未満	16,404円(1,505)に30分増すごとに+926円(+85)	1,640円に30分増すごとに+92円

※著しく重度の方(+15%)、区分6に該当する方(+8.5%)は単位数に加算されます。

※重度訪問介護において、移動中の介護を実施した場合は、その時間数に応じ、100～250単位が加算されます。

<各サービスの料金表の補足>

- 名古屋市は地域区分が「3級地」であるため、単位数に10.9円を乗じた金額が基準額となっています。
- 利用者負担額は、1回当たりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

<各サービスの加算等> (それぞれ円未満の端数は四捨五入)

①サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで
加算割合	100分の25	—	100分の25	100分の50

②当事業所のとっている体制又は対応の内容等により下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算(Ⅰ) (居宅介護)	所定単位数の 20/100	左記の1割	—
処遇改善加算(Ⅰ口) (居宅介護)	所定単位数の 45.6/100	左記の1割	—
処遇改善加算(Ⅱ口) (重度訪問介護)	所定単位数の 36.7/100	左記の1割	—
緊急時対応加算	1,090円(100)	109円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1回の要請につき1回、利用者1人に対し、1月に2回を限度とする
初回加算	2,180円(200)	218円	初回月、1回のみ
利用者負担上限額管理加算	1,635円(150)	163円	1月あたり1回

※利用者負担上限額管理加算は利用者負担額が発生し、かつ、当事業所が利用者負担上限額管理事務所となった場合のみ

③その他の費用について

交通費	<p>通常の事業実施地域を超えて行う居宅介護等を要した交通費は、実費で集金します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業実施地域を超える地点から、片道10キロメートル未満 300円。 ・通常の事業実施地域を超える地点から、片道10キロメートルを超える場合は、300円に1キロメートル増すごとに30円ずつ加算した額とする。 	
キャンセル料	<p>サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</p>	
	サービス前日17時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	サービス当日のご連絡の場合	1,000円集金します。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

- ・サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用
- ・コインパーキングを使用する場合のその駐車料
- ・通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費

利用者（お客様）の別途負担となります。

- ご利用料金（利用者負担額及び実費負担額等）とそのお支払い方法

<障害者> （名古屋市にお住まいの場合）

区分	1か月あたりの負担上限額
市民税非課税、生活保護世帯	0円
市民税所得割16万円未満	9,300円
市民税所得割16万円以上46万円未満	18,600円
市民税所得割46万円以上	37,200円

<障害児> （名古屋市にお住まいの場合）

区分	1か月あたりの負担上限額
市民税非課税、生活保護世帯	0円
市民税所得割28万円未満	4,600円
市民税所得割28万円以上46万円未満	18,600円
市民税所得割46万円以上	37,200円

<障害者> （名古屋市以外にお住まいの場合）

区分	1か月あたりの負担上限額
市民税非課税、生活保護世帯	0円
市民税所得割16万円未満	9,300円
市民税所得割16万円以上	37,200円

<障害児> (名古屋市以外にお住まいの場合)

区分	1 か月あたりの負担上限額
市民税非課税、生活保護世帯	0 円
市民税所得割 2 8 万円未満	4,6 0 0 円
市民税所得割 2 8 万円以上	3 7, 2 0 0 円

<ご利用者負担上限額の補足>

【1】「世帯」の範囲

- ・ 18 歳以上の障害者は、本人とその配偶者
- ・ 障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）は、保護者の属する世帯

【2】収入・所得割の判定対象者（収入）

- ・ 障害者は、本人
- ・ 障害児（施設に入所する 18、19 歳を含む）は、保護者（収入の多い者）（所得割額）
- ・ 申請者の属する世帯 [【1】参照] に属する者の合計額

<お支払い方法>

利用者負担額の場合は、サービス提供月の翌々月の下旬までにお支払いいただきます。

- 現金での集金
- 口座振替
- 利用の中止、変更、追加
 - 利用予定日の前に、利用者の都合により、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業者へ申し出てください。
 - 利用予定日の前日17時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合（前日の17時以降に利用の中止の申し出をされた場合も含む）「1,000円」をいただきます。
 - サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。
 - 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービス追加することもできます。

7. サービスの利用に関する留意事項

- ヘルパーについて

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

- サービス提供について

サービスは、個別支援計画にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、個別支援計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、個別支援計画の見直しを行ないます。

- サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で個別支援計画に予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

- 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにヘルパーにお知らせください。また、担当ヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

- ヘルパーへの禁止行為

- ヘルパーの生命、身体、財産、信用等を傷つける行為（ハラスメント等）
- ヘルパーのプライベートに干渉する行為（連絡先の交換等）
- ヘルパーへの過度の要望（個別支援計画の内容であった場合でも細かすぎる、過度等の非現実的な内容。ヘルパーができることは国が定めております。）

- 事業所からのお願い

ヘルパーは基本一人でご利用者の自宅に伺います。そして、ご利用者と1対1という空間でサービスを提供します。

その状況の中のご要望というのは、基本「YES」のような返答しかできません。そのため、これはお願いしていいものなのかどうか微妙なものがあれば事前にサービス提供責任者にご相談をお願いします。

8. サービス実施の記録について

- サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録しております。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、契約終了日から5年間保存します。

- 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

9. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

➤ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 前田直洋
-------------	----------

➤ 成年後見制度の利用を支援します。

➤ 苦情解決体制を整備しています。

➤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 緊急時の対応方法について

利用者の容態に急変があった場合、または提供中に負傷を負った場合は、かかりつけ医、または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講じます。

また、事前に伺っている、ご家族や登録した人・場所に速やかにご連絡します。

必要時には救急車の要請等、緊急時対応を講じます。

緊急時の対応可能時間帯	月～金 9：00～17：00
-------------	----------------

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

また、利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

対応責任者	管理者 前田直洋
-------	----------

12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

- 当事業所における苦情の受付

相談・苦情等受付担当	管理者 前田直洋
受付時間	月曜日から金曜日 9:00～17:00
電話番号	052-737-8030

- 当事業所以外の苦情等受付機関

行政機関等受付窓口	連絡先
名古屋市社会福祉協議会（名古屋市北区清水四丁目17番1号名古屋市総合社会福祉会館5階）	電話 052-911-3192 FAX 052-913-8553
名古屋市障害者支援課（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）	電話 052-972-2578 FAX 052-972-4149
長久手市社会福祉協議会（愛知県長久手市前熊下田171番地）	電話 0561-62-4700 FAX 0561-64-3838
長久手市福祉課障がい福祉係（愛知県長久手市岩作城の内60番地1）	電話 0561-56-0553 FAX 0561-63-2940
日進市社会福祉協議会（愛知県日進市蟹甲町中島22番地）	電話 0561-73-4885 FAX 0561-73-4954
日進市障害介護福祉課障害福祉係（愛知県日進市蟹甲町池下268番地）	電話 0561-73-1749 FAX 0561-72-4554
尾張旭市社会福祉協議会	電話 0561-54-4540

(愛知県尾張旭市新居町明才切５７番地)	FAX ０５６１－５１－１８８０
尾張旭市地域福祉課（尾張旭市東大道町２６ ００－１）	電話 ０５６１－７６－８１４２ FAX ０５６１－５２－３７４９

● 当事業所の虐待に関する窓口

虐待に関する相談等窓口	管理者 前田直洋
受付時間	月曜日から金曜日 ９：００～１７：００
電話番号	０５２－７３７－８０３０

13. 提供するサービスの第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施および結果公表は、実施しておりません。

14. 損害賠償保険への加入

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険社会福祉事業者総合保険
補償の概要	ヘルパー等の活動者自身のケガや（傷害事故）、事業主体や、ヘルパー等が他人に損害を与えてしまった（賠償事故）を補償します。

令和 年 月 日

居宅介護等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

《事業所》 住所 愛知県名古屋市名東区上社二丁目197番地アイビーヒルズ本郷201号室

名 称 Life3

事業所 合同会社Beehappy

代表者 代表社員 前田 直洋

説明者 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護等の提供開始に同意しました。

《契約者》

氏 名 _____

《署名代行者》

住 所 _____

氏 名 _____

契約者との関係（ ）